

1. 議事日程

〔令和5年第4回安芸高田市議会12月定例会第7日目〕

令和5年12月12日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 同意第3号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第3 | 議案第86号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第4 | 議案第87号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第88号 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第89号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第90号 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第91号 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第92号 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第93号 令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第94号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 一般質問 |

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南 澤 克 彦	2番	田 邊 介 三
3番	山 本 数 博	4番	武 岡 隆 文
5番	新 田 和 明	6番	芦 田 宏 治
7番	山 根 温 子	8番	先 川 和 幸
9番	石 飛 慶 久	10番	山 本 優
11番	熊 高 昌 三	12番	宍 戸 邦 夫
13番	秋 田 雅 朝	14番	金 行 哲 昭
15番	児 玉 史 則	16番	大 下 正 幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

11番	熊 高 昌 三	12番	宍 戸 邦 夫
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市	長	石丸伸二	副市	長	米村公男						
教	育	永井初男	危機	管理	監	松崎博幸					
総	務	部長	高藤誠	企	画	部	長	高下正晴			
市	民	部	長	内藤道也	福祉	保健	部長兼福祉	事務所	長	井上和志	
産	業	部	長	森岡雅昭	建	設	部	長	河野恵		
消	防	長	近藤修二	教	育	次	長	柳川知昭			
教	育	参	事	和田治子	総	務	課	長	新谷洋子		
財	政	課	長	沖田伸二	政	策	企	画	課	長	佐々木満朗

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事	務	局	長	毛利幹夫	事	務	局	次	長	藤井伸樹
総	務	係	長	日野貴恵	主				事	藤實村峻

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○大 下 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長に報告を求めます。

山本議会運営委員長。

○山本議会運営委員長 本日の会議の運営につきまして、去る12月6日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告いたします。

追加案件となる同意第3号は提案理由説明の後、採決することといたしました。

次に、議案第94号は提案理由説明の後、質疑を行い、産業厚生常任委員会に付託することといたしました。

以上、報告を終わります。

○大 下 議 長 以上で、報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○大 下 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、11番熊高議員、及び12番 穴戸議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 同意第3号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について

○大 下 議 長 日程第2、同意第3号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は安芸高田市農業委員会委員の欠員の発生に伴い、新たに美土里町の津田泰成さんを任命したいとするもので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、質疑討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしということで、御異議なしと認め、質疑討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第3号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議はございませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

| | | |
|-------|--------|--|
| 日程第3 | 議案第86号 | 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第4 | 議案第87号 | 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第88号 | 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第89号 | 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第90号 | 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第91号 | 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第92号 | 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第93号 | 令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号） |

○大 下 議 長 日程第3、議案第86号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件から、日程第10、議案第93号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの8件を一括して議題といたします。

本案8件は予算決算常任委員会に付託しておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

石飛予算決算常任委員長。

○石飛予算決算常任委員長 予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

令和5年12月6日付で、本委員会に付託された議案第86号から議案第93号までの8議案並びに議案第86号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」に対する修正案について」の審査結果を報告します。

12月7日に委員会を開き、審査をしました。このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億4,783万8,000円を追加し、予算の総額を218億1,887万1,000円とするものです。

補正の主な内容は、1点目は通常分として若手職員などの給料月額を引き上げや期末勤勉手当の支給月数の引き上げに伴う人件費、基金への積み立て、生活保護費の増額などを計上。

2点目は、災害関連として林道の土砂撤去などに係る工事請負費を計

上。

3点目は、新型コロナウイルス感染症関連として、個別接種促進のための支援事業に係る補助金の増額などが主なものでした。

審査を通じて出された主な質疑と答弁は、次のとおりです。

企画部の審査においては、委員より「認定こども園基本構想作成業務委託料について、3月に予算を否決した際、指摘した小学校区に1保育所の原則が崩れること。保護者や地域住民への説明や市内保育所運営事業者との意見交換が不足している点について、6月、7月に市の広報誌に見解を掲載しただけで理解を得るには不十分と感じる。基本構想は理解を得る見通しが立ってから作成すべきではないか。」との質疑があり、執行部より「理解を得るため、これ以上の説明をするには基本構想の作成が必要である。」との答弁がありました。

また、委員より「旧田んぼアート公園予定地を候補地にした理由を伺う。」との質疑があり、執行部より「旧田んぼアート公園予定地に公園を作らなければならない。お金をかけて農地に戻す必要がある。公園と認定こども園を別々に作るより複合化すれば費用が圧縮しやすくなり、道路整備も不要のため財政負担が抑えられる。議論を重ねた結果、旧田んぼアート公園予定地が最適であると判断をした。」との答弁がありました。

また、委員より「基本構想は、旧田んぼアート公園予定地に公園と認定こども園を一緒に作る場合に必要だという説明だが、3月以降、候補地に提案した常友住宅に作る場合は基本構想の作成は不要であり、完成を前倒しできるのではないか。」との質疑があり、執行部より「常友住宅地だと入居者の退去後に解体をしてから始まるので、今示しているより完成が後ろになる。」との答弁がありました。

また、委員より「地域住民に先に意見を聞いたらどうか。」との質疑があり、執行部より「今回、複合型にするのは未来への投資である。市民の中にもっと豊かな憩いの場がほしいという声があり、新しい公園が必要だという結論に至った。予算制約のもと旧田んぼアート公園予定地が最適だと判断した。」との答弁がありました。

また、委員より「旧田んぼアート公園予定地と常友住宅地の比較検討した結果を伺う。」との質疑があり、執行部より「概算として常友住宅地の場合、道路整備など余計にかかる費用があり、旧田んぼアート公園予定地に公園を作らないといけないとなると、二重投資となる。公設にするか、民営にするかなどの議論はあると思うが、今その比較について明確にお答えはできない。」との答弁がありました。

また、委員より「吉田地区から保育所がなくなることと同意が得られなかった場合は、どのようにするのか。」との質疑があり、執行部より「最優先は安全である。一刻も早く安全な場所を確保するため、小学校区に1保育所の原則を例外扱いにする必要性を説明してきた。例外が認

められないというのであれば、原則を見直すべき。ただ、その場合、小学校区の見直しが必要となり、莫大な時間がかかる。具体的なイメージが湧かないからという意見もあるが、だから基本構想を持って臨もうとしている。」との答弁がありました。

教育委員会の審査においては、委員より「人材派遣業務委託料の給食支援員配置について詳細を伺う。」との質疑があり、執行部より「教職員の給食指導のサポートのため、3学期から吉田中学校に給食支援員2名を試行的に配置するものである。給食指導員の配置は教職員の負担軽減、休憩時間の確保を目指すものであり、試行結果により段階的に他校への導入を検討していきたい。」との答弁がありました。

また、お手元にお配りしたとおり、議案第86号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」に対する修正案が提出され、審査を行いました。

内容は、認定こども園基本構想作成業務に係る委託料を削除するものです。

理由として、「当該事業は吉田保育所、みつや保育所、吉田幼稚園を統合し、現在地から約5キロ離れた可愛地区にある旧田んぼアート公園予定地に公園と一体型の認定こども園を整備するための基本構想を策定するものであり、令和5年度当初予算案から議会が削除した基本構想策定業務委託料をこのたびの補正予算で再計上するものです。

二つの保育所と一つの幼稚園は土砂災害の特別警戒区域に指定されており、より安全性の高い場所への移転を検討することが前提となるということと言うまでもありません。しかし、市の提案する旧田んぼアート公園予定地は吉田地区外の可愛地区にあり、現在の保育所、幼稚園からは約5キロも離れ、徒歩や自転車で送迎している保護者は利用が困難となります。

ひとり親家庭、高齢者の介護など家庭内の諸事情、また正規・非正規、フルタイマー・パートタイマーなど雇用形態に加え、共働きなど働き方にも多様性があります。移動距離が長くなることで、送迎にこれらが大きな壁になることが十分考えられます。

施設の移転により、約150人の子どもたちが吉田地区から可愛地区に通園することになりますが、複数の子どもがいる家庭は保護者が子どもたちを小学校や児童クラブ、保育所と別々の場所に送迎しなければなりません。今でさえ、仕事の前後の子どもたちの送迎は保護者の大きな負担となっています。吉田小学校から5キロ離れている旧田んぼアート公園予定地では、ますます負担が増加するのは明らかです。もちろんそこには送迎に伴う安全上のリスクも高まることになります。

保育所規模適正化推進計画にある1小学校に1保育所を基本とする原則を崩すことについては、慎重に慎重を期すべきではないでしょうか。

吉田町の人口は、安芸高田市の37.7%を占めています。吉田小学校区

の吉田・丹比地区は吉田町の人口の55.3%、半数以上を占めています。

市役所、文化施設、警察、消防機関、医療機関、商工業施設など、主な都市機能は吉田町に集中しており、都市計画マスタープランでも中心拠点として位置づけられています。その中心拠点から可愛地区へ保育所・幼稚園の移転が実施されると子育ての最も重要な施設が安芸高田市で最大の人口を持つ吉田町の中心地からなくなります。子育てにかかわる大きな空白地域を作ることとなり、安芸高田市の将来の都市計画にも影響を及ぼすのではと危惧されます。

前回の否決以降8か月が経過しますが、保護者、既存事業者、地域住民への理解を得るための丁寧で誠実な対応がなされているとは考えられません。

移転について経済効率性の視点は重要な要素の一つですが、利用者が置き去りにされることなく、子育て支援最優先で検討すること。保護者など関係者が安心して働ける環境を整えることこそ、最重要課題です。

顕在化した諸課題、諸問題を解決しないまま、基本構想を策定に着手することは容認できません。よって、今回の認定こども園基本構想策定業務委託料の補正予算について、修正を求めるものです。」との理由により、令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）から認定こども園基本構想作成業務委託料613万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を218億1,887万1,000円から218億1,273万3,000円に改めるものです。

討論においては、「旧田んぼアート公園予定地と常友住宅地を比較検討するには基本構想が必要であり、作成後、改めて判断していきたい。」「安全性を確保するため、そして財政に視点を置いた合理的な計画を作るためにも、基本構想を作るべき。」「執行部や議会が市民に説明するには基本構想が必要である。」との原案に賛成する意見がありました。

慎重に審査した結果、議案第86号については「修正案」並びに「修正案以外の原案」は可決すべきものと決しました。

その他の特別会計及び下水道事業会計、議案第87号から議案第93号までの7議案については、全て原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○大 下 議 長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対し、質疑がありませんか。

（質疑なし）

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより本案8件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、これより本案8件を個別に討論採決を行います。

す。

まず、議案第86号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件に対する討論を行います。

討論は、修正案も含めての討論を行います。

まず、修正案に反対し、原案に賛成される方の討論の発言を許します。

秋田議員。

○秋 田 議 員 議案第86号補正予算について修正案反対、それから原案賛成の立場で討論を行います。

私は3月定例会においては、認定こども園基本構想作成業務委託料については減額修正案に賛成いたしました。今回は減額修正案に反対の立場で討論ということで御理解をいただきたいと思います。

冒頭、委員長報告の中でいろいろと意見等を報告されましたけれども、重複する部分があるかも分かりません。私はこの議論を行う上で、見解として3月時点では、小学校区に1保育所の原則が崩れることと、保護者や地域住民への説明が不足という議員からの予算減額修正案に対し、私も同一見解と判断し、基本構想作成費用の削除に賛成した経緯がございます。

しかし、今回は基本構想作成費用を計上することに賛成するものでございますが、理由といたしまして、保護者や地域住民への説明不足について考えると、3月議会からの11月までの8か月間、何の進展もなかったように感じてはいましたが、市の広報誌あきたかたの6月号、7月号で市の方針、問題点、移転建て替えの必要性、候補地の選定経緯について周知を図られていると改めて認識いたしております。

市民全体、あるいは関係地域、保護者に広く周知されているかは判断しづらいところでございますが、7月下旬から8月上旬に議会が開催した地域懇談会では、自由な意見交換として1人1点ほど意見がございまして、内容は「まちづくりの基本は市民と一緒に作り上げていくこと」

「認定こども園の問題等」という御意見をいただいております。私はここが大事な部分だと思っております。

なぜなら、今執行部がこの基本構想作成業務委託料を再度提案された理由に「住民説明を行うために基本構想が必要である。土台がなければ議論もできない。」とされている点を私は理解すべきだと今回認識いたしております。

加えて、11月27日開催の総務文教常任委員会所管事務調査の中で、私は質疑として「基本構想作成後の住民・保護者説明の中で出された意見を次の基本計画に反映させますか。」とお伺いしましたが、「そのように考えている。」との答弁をいただいたと認識いたしており、このことが先ほど述べさせていただいた市民の意見、市民と一緒に作り上げていくということにつなげていただきたい。つながらなくてはならないと考

また、この議論の重要課題の一つに、財政面で軽減負担が挙げられると考えておりますが、具体的には提案されている候補地については、土地の購入費と造成費1億1,000万円が投入されていますが、他の場所での検討では同様の費用の追加が必要になる点も考慮した見解が必要と思いますし、そうしたことが提案された候補地は他の場所を選定するよりは優位な点だと私は認識いたしております。

○大 下 議 長 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。
(討論なし)

熊高議員。

予算委員会でいろいろ修正案の説明をいただきました。とりわけ中身もかなり重厚な中身の提案もありましたので、私も予算委員会の中でその一つ一つに対して質問をさせていただき、明快な答弁もいただきながら議論を進めていきましたので、内容については修正案に対する一定の理解もあります。やはり今回の委員長報告にもその質疑のやり取りというのはほとんど報告になかったんですが、報告については委員長・副委員長に一任という形でおりますのであえて質問もしませんでしたけども、そこら辺がもう少し明確になればもっと分かりやすくなったかなという思いがしております。

そして財政上の合理性こういったことも3月にも、あるいは予算委員会でもるる執行部のほうから説明があり、3月以上に納得できるような説明を伺ったというふうに受け止めております。

ります。

よって、基本構想をまず早急に作って、市民の皆さん、あるいは関係者の皆さんと議論をするということが、なおさら早急に大事になってくるといふふうに認識をさせていただきました。

7日の予算委員会の当日の夜、私は個人的にY o u T u b e というものを発信しておりますが、4日間で5万5,000人余りの視聴があり、その中で350人ぐらいのコメントをいただきました。コメントを見ると、予算委員会の状況を全て見たような人がかなり多かったです。これだけ注目されているというふうなことも含めて感じましたが、部分的に見た見解ではなく、予算委員会でのやり取りも含めて見た中で、この判断というのは一般的には早く安全性を確保する。極端な言い方すると「不便さを大事にして、子どもの命とてんびんにかけるんか。」という、そんな意見もありました。

当然全国からのそういったコメントも多いんですが、地域の安芸高田市の皆さんのコメントと思われるものもかなりありました。そういったところも含めて、市民の皆さんも関心を持って見ておられる。そういった中でコメントは基本構想を早く作って、安全を早く確保する。これが一番大事だというようなことをおっしゃっておりましたので、私の意見とほぼ一致するようなコメントも多くありましたので、ぜひともこの原案の基本構想策定、そういったものに取り組んでいきたい。そういった意味で原案に賛成させていただきます。

さらには、コメントの中で目立ったものが、原案に反対する皆さんのコメントがあまりにもなかったんです。少なかったということも含めて、議会のありようもいろいろ注意をされるようなコメントも多くあった。そういったことも含めて申し上げて、原案に賛成、そして修正案に反対という立場で、討論をさせていただきます。

○大 下 議 長 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

山本議員。

○山本数博議員 3番、山本です。

先ほど委員長報告の中で、修正案の提案理由の説明が十分ありました。その中で、私は修正案全体の提案理由に賛同するものでありまして、特に吉田町の中心地から子育てにかかわる大きな空白地帯を作ると保育施設がなくなることは子育てに大きな空白地帯を作ることになり、都市計画にも影響を及ぼすのではないかと危惧されると、こういう提案理由がありました。

その中で関係する保護者、既存事業者、地域住民への理解を得るための丁寧で誠実な対応がされているとは考えられないという提案理由でありました。私もそういったところは賛同するものでありまして、この修正案に賛成するものであります。

以上です。

○大 下 議 長 次に、修正案に反対し、原案に賛成される方の討論の発言を許します。

(討論なし)

○大 下 議 長 賛成討論なしと認めます。
次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○大 下 議 長 賛成討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより議案第86号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の採決に入ります。
本案の委員長の報告は修正でありますので、まず委員会の修正案について起立により採決いたします。
委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。
よって、委員会の修正案は可決されました。
次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。
修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。
よって、修正部分を除く原案は可決されました。
そのほかの議案について、討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第87号「令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件から、議案第93号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの7件を一括して、起立により採決いたします。
本案7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案7件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。
よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第94号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例

○大 下 議 長 日程第11 議案第94号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正

する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が、令和6年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案につきましてはお手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 一般質問

○大下議長 日程第12、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員あたり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は持ち時間に含まれません。

なお、一つの質問を終え、次の質問に移る場合は「次の質問に移ります。」との発言をし、明確に分かるようお願いいたします。

それでは質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番 穴戸議員。

○穴戸議員 それでは早速ではありますが、さきに通告をしております大枠2項目について、市長に質問いたします。

まず1項目め、戸籍法改正に伴う市の対応についてでございます。

今年、令和5年6月戸籍法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、これは氏名に振り仮名といいますか、読み仮名を付するものであります、が成立いたしました。そして公布されました。この制度変更が来年度にも始まる予定で、届け出の処理には多大な事務作業が必要となると予想されます。課題も出てくると思われます。

そこで、まず一点目、市としてどのような体制で事務を行おうとしているのか、お伺いいたします。

○大下議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 従前お伝えしている内容ですが、一般質問で聞くまでもなく、窓口

で確認できる内容については、部長より答弁を行います。

すなわち、事務事業に関する概要手続等に対する問いです。

では、市民部長より答弁を行います。

○大 下 議 長 続いて答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 戸籍法の一部改正は遅くとも2025年6月8日までには施行されます。今後、発出されます国からの通知などを踏まえまして、事務の外部委託も視野に入れながら体制を構築していく計画としております。

以上です。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 この法律改正、戸籍というのは私は日本国の根幹にかかわる事案だと思います。特にこれまでの法改正よりも、別に氏名に振り仮名を付けるということでございまして、これは人権にも大きく影響するのではないかとこういうふうに思います。

そこで私は、この施行がされて施行日から1年以内に手続を申請を済ますという状況にあって、わずか1年の間にこれだけの膨大な事務量が消化できるのかなという心配もあります。例えば、住民票は安芸高田市にあって戸籍は他の市町にあるとか、そしてまた戸籍がここにある住民票は他の市町にあるとか、いろいろな事象があろうと思います。そういうことになると、当然これは第一号法定受託事務として国が本来なすべき業務ではありますが、代わって市町村が対応するということになりますと、他の市町との連携もしっかり取る必要があろうと思います。これは膨大な事務量になる。そういうことになると、私は今現在の戸籍事務担当者だけでは到底対応できないのではないかと、そこらの戸籍事務担当の人数とか、そういう体制というのがどうなるのか、お伺いいたします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

内藤部長。

○内藤市民部長 先ほど答弁の中でも触れましたけれども、まだ詳細な制度設計について国から通知等が出ておりません。よって、今後出ます資料をもとにそういったところを検討していくわけですが、先ほど触れましたが事務につきまして、やはり職員の負荷というのが大きくかかってくると思いますので、事務の外部委託、これも視野に入れながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 そういう外部委託ということも考えられると思いますが、先ほど申しましたように、人権にかかわる重大な問題だというふうにも思います

ので、そこは慎重に対応すべきだろうと思います。

そして、また外部委託をするにあたっては氏名というのは、本人が届けをするということになるわけです。通常、使用されている呼び方といいますか、一般的に読む漢字などです。それが、一般的でないというふうな名前を申請された場合の認められるかどうかの判断というのは市町村が行うことになるだろうと思いますが、そこらを誰がどのように判断をして名前を認められることになるのか、お伺いいたします。

また、そういう組織的なものを立ち上げられるのかどうか、外部委託では対応できないのではないかというふうに思いますが、お伺いいたします。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

内藤部長。

○内藤市民部長 そのような判断というのも、当然事務を遂行する上では出てまいると考えております。ただ、先ほど繰り返しになりますけれども、国のほうからその判断基準、またそれを判断する組織の設置あたりにつきまして通知等ございませんので、今後発信される内容を踏まえまして検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 先ほど申しましたように、当然法定受託事務でございますので、今後、国からの法令・政令等によって、この事務が義務付けられてくるだろうと思いますし、マニュアル等も出てくると思います。この件についてはあまり深く質問はしませんが、そういう万全な体制が必要だというふうに思いますので。

次の質問に移ります。

いろいろ課題はあると思いますが、当面、主な課題は何か、お伺いいたします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

内藤部長。

○内藤市民部長 法律施行後、1年間で人口の約2倍にあたります約5万2,000人の振り仮名の円滑な収集が課題の一つであると考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これからの事務になりますので、質問はこの辺でこの項目につきましては終わりといたします。

次の質問に移ります。

2項目め、みどりの食料システム戦略についてでございます。市長にお伺いいたします。

この戦略は、国が地球温暖化防止や農業の環境負荷低減に向け、目標を掲げたもので目標達成2050年のためには、生産者、消費者などの理解と協力、行政としての支援が不可欠であると思います。取り組むための環境整備がまた必要になると思います。

まず、市としての対応、施策はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 みどりの食料システム戦略は、農林水産業における地球環境負荷の軽減を図るため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるという構想です。

その中で、市は環境負荷の軽減に取り組む生産者の計画書の受付確認を行い、県へ進達する、この役目を担います。

市としましては、県及び県内市町において策定をしております環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、これをもとに推進をしているところでございます。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 先ほど部長のほうで答弁をされました基本的な計画は、令和5年から9年までの5年間というふうにちょっと調べておりますが、これは今年の3月22日広島県と、そして23市町の市町村で冒頭で計画が立てられておるというふうに思います。

その中で、いろいろと取組内容がありますが、この件について具体的な市としての取組をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 先ほど話をさせていただきました広島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、これの中身についてです。

本市としましても、他市町と同様に足並みをそろえながら進めていきたいと思っております。ただ、今年の3月に策定したものでございます。現在も進めておる内容については、まだ事業者のほう、そういった計画等も出てきてないところがございますので、手探りの状態でありますが、これをもとに進めていこうと考えておるところでございます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 既に実は昨日、安芸高田市の農業生産者の方と意見交換をする場がございました。これは産業厚生常任委員会が協議会で行ったわけですが、既に田んぼの中干しをしてメタンガスの削減といいますか、中干しを1週間延長することによって、メタンガスの発生を抑えるという

取組を西日本で1人だというふうにおっしゃったと思うんですけども、そういう取組をもう既にされておられる方がいらっしゃいます。

また、ほかにも有機栽培に取り組もうかという方もいらっしゃるわけです。そういうことを考えてみますと、安芸高田市にとっても取組をされている、また、しようとされている人たちへの相談窓口とかというのも、早急に対応が必要なのではないかというふうに私は考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 議員御指摘のメタンガスの削減、これについては先般も新聞等に取り上げられておりましたので承知はしております。

この取組につきましては、高宮町の青年農業者の方ではございますけれども、取組を進めるということで話は確認はしておりますが、まだそういった詳しいところのお話というのをいただいておりますので、これからそういったものが出てきたら積極的に対応させていただきたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 みどりの食料システム戦略の中に、大体主なものが4項目あります。

まず、「農林水産業のCO₂の排出をゼロ化の実現」、また「化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減」、また3点目は「化学肥料の使用量を30%低減」、それから四つ目で「有機農業の面積割合を25%、全国で100万ヘクタールに拡大」など主なものがあります。

これらを取り組んでいくためには、農家自体がいろいろ知恵と努力をされるというふうになるわけですが、ここで市としてもこれを達成するための具体的なある程度の対応策というのが必要なのではないかというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 先ほど言われた「化学農薬の使用量を50%低減」、それから「化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減」そういった取組、これはやはりかなりハードルの高いものになります。そういったところを多くの農業者の方にやっていただくということは、かなり厳しいんじゃないかという考えを持っておりますので、そういった対応ができるところに一緒になって取組を進めたいとそういった考えでおります。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 一応担当部のほうで方針を考えておられるようでございますので、これで私の一般質問を終わります。

○大 下 議 長 以上で、穴戸議員の質問を終わります。
ここで換気のため、11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
続いて通告がありますので、発言を許します。

6番 芦田議員。

○芦 田 議 員 6番 芦田宏治です。通告に基づき、大枠3点について質問します。
最初に、毛利元就郡山城入城500年記念事業について質問します。
一番目の質問です。

今年は、毛利元就が猿掛城から郡山城に入城して500年という大きな
節目の年でした。安芸高田市は「毛利元就郡山城入城500年記念事業」
と銘打って、毛利元就や郡山城にまつわる趣旨のイベントを開催してき
ました。この記念事業は12月23日の「元就の里eスポーツ2023」を残す
のみとなりましたが、イベント総数と参加者総数について伺います。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 先ほど御案内したとおり、部長級、教育次長より答弁を行います。

○大 下 議 長 続いて、答弁を求めます。
柳川教育次長。

○柳川教育次長 2023年度に入城500年記念事業実行委員会で実施をしたメインのイベ
ント数は「あきたかた焼きの創出」「市民コンサート」「山守プロジェ
クト」「元就フェス」「リレーマラソン」の5事業で、参加は約5,000人
でございます。これに博物館が主催をしたガイドツアーや企画展など9
事業を加えると、参加者の総数は約1万人になります。
以上です。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。
芦田議員。

○芦 田 議 員 次の質問に移ります。

一つのテーマで、これだけ数多くのイベントを開催したのは安芸高田
市になって初めてのことはないかと思います。12月23日の「元就の里
eスポーツ大会2023」が最後のイベントになるので、まだ全てが終わっ
ていませんが、これまでの記念事業を振り返って一連の事業が安芸高田
市にどのような波及効果があったのか、成果について伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
柳川次長。

○柳川教育次長 いずれの事業も安芸高田市内外から多くの皆さんに参加をしていただ
き、関係人口の創出に寄与できたことと、それから安芸高田市の代表的

なシンボルとして改めて毛利元就が評価認識されたことが、大きな成果であると捉えております。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 次の質問に移ります。

数多くの記念イベントを実施した中で、顕在化した課題があれば伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

柳川次長。

○柳川教育次長 いずれの事業も初めての試みであったことから、細かな運営上の課題はありましたが、大きなトラブルなく無事実施できたとの認識です。

ただ、今後の事業継続にあたりましては運営の効率化を図り、予算的にも人的にも可能な限り軽減を図ることが課題であると捉えております。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 教育委員会生涯学習課が主幹となってイベントが開催されましたが、イベント数が多く、職員の方の負担も大きかったのではないかと思います。その点はどうだったのか、伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

柳川次長。

○柳川教育次長 限られた人員の中で業務をこなしてまいりましたので、その分担当の課には多少負担もあったと思いますが、無事に事業を進めてこられたというふうに思っております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 次の質問に移ります。

毛利元就郡山城入城500年記念事業のうち、新規で取り組んだ事業の中で、来年度以降も継続して実施する予定の事業について伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

柳川次長。

○柳川教育次長 記念事業実行委員会が主催をした5事業につきましては、引き続き、来年度以降も継続をして実施する予定でございます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 個別の5事業について伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

柳川次長。

○柳川教育次長 具体には「あきたかた焼き」の主に普及に関する取組、それから「元

就フェス」については産業部の商工観光課が担当しますが、「山守プロジェクト」「リレーマラソン」「市民コンサート」については教育委員会が担当し、来年度以降も継続をして実施する予定でございます。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 次の質問に移ります。

来年度も継続して実施する予定の事業について、要求している予算総額について可能であれば伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

柳川次長。

○柳川教育次長 今年度の記念事業実行委員会の負担金として1,500万円を予算化をしておりました。現在当初予算の編成段階でございますので、次年度の予算額については少し提示はできませんが、より効果的にもっと安く、もっと楽しくできるよう設計をし、教育委員会として必要な経費を要求する方針でございます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 次の質問に移ります。

継続して実施する事業の中でも、「元就の里 山守プロジェクト」は今後の郡山城跡整備に欠かせない有効な事業になると思います。

第1回目の事業は、8月に行った郡山城の登山道の整備でした。90人を超すボランティアが用意された石や砂利を運び、登山道の補修を行いました。歩きやすくなった登山道を見て、この山守プロジェクトが毎年続いていけば、郡山城の歴史的景観を守っていけると確信しました。

9月定例会での一般質問で、山守プロジェクトの来年度事業について質問しましたが、そのときは今後検討していくということでした。予算編成の時期になりましたので、来年度以降の事業が決まっていれば、どのような事業を計画されているのか、伺います。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

柳川次長。

○柳川教育次長 「元就の里 山守プロジェクト」は、暑かった8月の開催を見直して、来年度はゴールデンウィーク前の実施を予定をしております。

実施に当たりましては関係団体とも連携を図り、官民が力を合わせて史跡郡山城跡を市民自らの手で守っていくという機運を年々高めていきたいと考えています。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 毎年ボランティアの方が増えていけばと思っています。

次の質問に移ります。

郡山城入城500年という大きな節目の年に数々の記念事業を実施し、

多くの参加者があり、安芸高田市の活性化という面でも一定の評価ができると思います。

また、歴史民俗博物館の特別展や中世の歴史を専門とする講師を招聘しての歴史講演会は会場いっぱいの参加者があり、毛利元就や中世の山城、郡山城の歴史的価値を多くの人に知ってもらえたのは、大きな成果だと思います。この成果を今後に生かしていくためにも、郡山城跡の保存活用計画に沿った事業を推進していくことが必要だと思いますが、考えを伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
柳川次長。

○柳川教育次長 保存活用計画に基づいて遺構の保存、維持管理を中心に案内板の設置であるとか、あるいは樹木の伐採による眺望の確保などを行ってまいりました。

今後も郡山城跡の価値と特色を市民、地域の支えで長く守り生かすという基本理念のもと、史跡を地域活性化の資源として活用していくために、まずは確実に保存することに注力したいと考えます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
芦田議員。

○芦 田 議 員 続いて、2点目と3点目の質問に移ります。
市と教育委員会が取り組んでいる仕事改革について質問します。
2点目の質問に移ります。
地方公共団体のデジタル化について質問します。
最初の質問です。

全国の自治体で情報システムの標準化が進められています。住民記録など、自治体で業務利用するシステムを全国で標準化することで、自治体業務の効率化やシステム関連コストの削減、住民の利便性向上といったメリットが期待できると言われています。安芸高田市の現状と、標準化への取組状況について伺います。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
高藤総務部長。

○高藤総務部長 自治体情報システムの標準化への取組は昨年度、担当課を対象に説明会を開催し、移行に向けた情報の共有を行いました。
現在はシステム移行の課題整理を進めています。
以上です。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。
芦田議員。

○芦 田 議 員 次の質問に移ります。
情報システムの標準化を進めていく上で、安芸高田市の課題があれば伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 国からシステムの標準仕様は示されていましたが、いまだに内容が変更されており、移行への支障となっております。

また、システム移行には多大な費用を要します。国は費用を措置するとしていますが、詳細が示されていないため、財政面も不安視しています。

以上です。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 国からの指示が遅いのと、国の財政支援がどうなるか不安だという話は、以前デジタル化推進の研修に参加されていた他の自治体の方からも聞きました。

次の質問に移ります。

政府は2025年度までに各自治体が児童手当、住民基本台帳、印鑑登録、固定資産税、介護保険、国民健康保険など20の基幹業務システムのガバメントクラウド、国の用意したインターネットを使用するシステムを活用した共通の業務システムに移行することを目指していますが、市の移行スケジュールについて伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 システムの移行スケジュールは、2024年度に住民基本台帳、税務などの17業務に着手し、戸籍、戸籍の附票、生活保護の3業務については2025年度の着手を計画しています。

移行期限は2026年3月31日となっていますが、2025年12月末までには全ての移行業務の完了を予定しているところです。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 10月に地方自治体の情報化を推進するための講演を聞きに行きましたが、参加された自治体の中には、2025年度までに共通の業務システムに移行するのは厳しいという自治体の方もおられましたので、移行期限の3か月前の完了を予定しているというのは頼もしい限りです。安心しました。

次の質問に移ります。

情報システムが標準化されることで、市にとってはどのようなメリットがあるのか、伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 システムの標準化のメリットは、制度改正等のシステム改修、通常の保守業務における効率化です。

また、標準化によりシステムの互換性が向上することで、国や地方とのデジタル化、データの資源管理や連携の観点からもメリットがあると考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 国と地方のデータの一元管理で双方にメリットがあるということなので、業務システムがスムーズに移行するようお願いしています。

次の質問に移ります。

自治体D Xとは、自治体が I Tを活用して業務の効率化や生産性向上を図り、住民に対する行政サービスの維持と向上を目指す取組のことだと言われています。高齢化率の高い安芸高田市では、自治体D Xの普及が難しいのではと思いますが、安芸高田市では具体的にどのように取り組んでいこうと考えているのか、伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 御指摘のとおり、やはりこの市においては難しいと思います。ただ、世の中においてデジタル化は、必ず進んでいきます。好むと好まざるにかかわらず対応していくしかありません。

その入口として、大事なのがやはりスマホの利用です。現在、安芸高田市では市内の各所でスマホ教室を開催しています。これによって、できるだけ多くの方にスマホになれ親しんでいただく、これが市にとって最も確かなD Xだと捉えています。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 次の質問に移ります。

現在、安芸高田市で取り組んでいる自治体D Xに関する事業について、スマホ以外にもあればお伺いいたします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 安芸高田市で現在取り組んでおりますデジタル化は、市の公式L I N Eの機能充実を中心に取組を進めています。

今年の10月から市の公式L I N Eからマイナンバーカードを使って、住民票の写しや所得証明などの交付申請ができるようになりました。

また、道路に穴が開くなどの損傷や河川の護岸の損壊、危険な空き家などを見かけるなどしたときに、市の公式L I N Eから市に通報ができるようになっていきます。

以上です。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

芦田議員。

- 芦 田 議 員 次の質問に移ります。
今後、安芸高田市で取り組んでいこうと考えている自治体D Xに関する事業について、伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
高下部長。
- 高下企画部長 当面は市の公式L I N Eの機能充実をさらに進めていく方針でいます。その先の取組についてはまだ未定ですが、公共交通分野でのD Xの活用はあり得るというふうに考えています。例えば、お太助ワゴンの予約や支払いをスマホで完結することができますとそれで利便性が上がりますし、また、国が進めようとしているライドシェアを導入するということを考えたときには、スマホの利用が前提になるはずというふうに考えています。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
芦田議員。
- 芦 田 議 員 次の質問に移ります。
自治体D X推進のためには、組織体制の整備が必要だと思いますが、デジタル人材の確保や育成についてどのように考えているのか、伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
石丸市長。
- 石 丸 市 長 揚げ足を取るような形になってしまうんですが、現時点において組織体制の整備は不要だと思っています。というのも、これは多くのレイヤーで誤解、勘違いがあると見受けれます。国においてもです。
改めてお伝えしますが、D Xというのは手段であって目的ではありません。大事なのは、事務の負担をどう軽減するか、市民の利便性がどう向上できるか。これを考えるのが先で、そのためには担当部署が判断するのが、最も効率的で効果的です。
ゆえに、安芸高田市においては現状、そういった体制の整備は考えていません。
その根拠として一つお伝えすると、現状県内半分の14の市町でこのD X関連の担当部署が設置されていますが、それらの部署が推進した事業というのは、ほぼほぼ今の安芸高田市でも行っています。すなわちD X部署の有無によって、現時点では施策に優劣は生じていません。十分対応が可能です。
- 大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。
芦田議員。
- 芦 田 議 員 3点目の質問に移ります。
安芸高田市の小学校における教科担任制の事業推進について、質問します。

最初の質問をします。

コロナウイルス感染症の影響でこの3年間、議員が小学校に行くことは感染症予防のため自粛ということになっていました。従来は入学式や卒業式、また運動会などで子どもたちの顔を見ることができましたが、今は学校の様子を知ることができるのは、学校が毎月発行している「吉田小学校だより」のみとなっています。

吉田小だよりには、校長や教員の学校運営の考え方や学習発表会での百万一心劇のこと。駅伝大会や代表委員任命式のことなど、学校での出来事がいろいろ紹介されています。その吉田小だより11月号の中に、チーム担任制に関する記事が掲載されていました。要約すると、これまでの学校は朝、児童が登校して、午後、下校するまで1人の担任が指導にあたっていたのを一つの学級に複数の教員がかかわり、多くの目で児童のよさを見つけ、育てようというものだということでした。

文部科学省は小学校高学年で教科担任制の事業を推進しようとしており、市内の小学校ではチーム担任制に取り組んでいるということですが、文部科学省の「教科担任制」と市で進めようとしている「チーム担任制」の相違点について伺います。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

和田教育参事。

○和田教育参事 文部科学省のいう「教科担任制」は「学級担任制」を取り入れている小学校の高学年において、特定の教科を受け持って授業を行う制度のことです。

本市が取り入れている「チーム担任制」は、担任を固定するのが主流である小学校において、主たる担任は置くものの、学級担任を1人に固定せず、学年を受け持つ複数の教員がチームとなり、教科の指導にあたり、学年の運営を行ったりする方法のことです。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 次の質問に移ります。

安芸高田市の小学校におけるチーム担任制の取組状況について、伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

和田参事。

○和田教育参事 小学校においては、低学年、中学年、高学年でチームを編成しています。高学年チームであれば5、6年、それぞれの学級に主たる担任を置き、その主たる担任の教師とその担任でない教師でチームを編成します。朝会や暮会ではローテーションをして、より多くの視点で子どもたちの学習や生活を見るようにしています。

教科指導においては、一部の教科において教科担当を決め、5、6年両方の教科を指導する教科担任制を取り入れている学校もあります。

- 以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
芦田議員。
- 芦 田 議 員 小学校の規模といいますか、生徒数によって職員数も違うので、チーム担任制を導入するのに一律の取組は難しいのではないかと思います
が、その点はどのように対応されているのか、伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
和田参事。
- 和田教育参事 今おっしゃいましたように、子どもの数によって教員の数というのは
違いますので、教職員数というのは大いに少ないというのがありますけ
れども、チーム担任制の取組に差が生じるということがないというふう
に捉えております。
- 以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
芦田議員。
- 芦 田 議 員 次の質問に移ります。
新しい取組なので児童や保護者にも戸惑いがあると思いますが、チ
ーム担任制に対する児童や保護者の評価はどうか、伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
和田参事。
- 和田教育参事 学校がこれまでに実施したアンケート調査の結果においては、児童、
保護者ともに約90%の肯定的な評価となっています。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
芦田議員。
- 芦 田 議 員 校長や教員のチーム担任制に対する評価はどうか、伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
和田参事。
- 和田教育参事 初めての取組ですので様々な課題もありますが、校長、教頭ともほと
んどが「よい」という評価をしております。
- 具体的には「子どもたちが先生に相談しやすい」ということとす
か、「これまで学級担任では気づけなかった子どものよさを捉え、子ど
もと教師のよい関係が生まれているということ」ですとか、「教師が1
人で抱え込むということが減ってきている」ということが挙げられるか
と思います。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
芦田議員。
- 芦 田 議 員 次の質問に移ります。
市内の小学校では、生徒数の多い学校、少ない学校があります。少な
い学校では、先生の配置も思うようにいかないこともあると思いますが
が、チーム担任制を推進していく上での課題について伺います。

- 大 下 議 長 答弁を求めます。
和田教育参事。
- 和田教育参事 安芸高田市におけるチーム担任制の課題としては、主に2点挙げられると思います。
1点目は、固定担任制の意識が強く、チームで子どもたちを見ていくという意識がまだ教職員が十分に持てていないことです。そのため、主たる担任の方針に影響されるというような状況があります。
2点目は、チームで子どもたちの状況を見ていくためには、必要な情報共有の時間を十分に取る。これができていないということです。
- 大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。
芦田議員。
- 芦 田 議 員 次の質問に移ります。
チーム担任制により、どのような効果が期待できるのか、伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
和田参事。
- 和田教育参事 チーム担任制は、2020年度から取り組んでおります。途中、新型コロナウイルス感染症の対応もあり、まだ十分な成果は出ておりませんが、次の3点については、効果が期待できると考えています。
1点目は、子どもを多面的、多角的に見ることができるようになること。
2点目は、全ての教員が主体的に子どもとかかわることができるようになる。
3点目は、子どもも保護者も先生を選んで、相談や懇談ができるということ。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
芦田議員。
- 芦 田 議 員 小学校の教員の負担が大きいとよく聞きますので、チーム担任制を導入することで、仕事の負担が減って、働きやすい職場環境が実現できればと思います。働き方改革につなげていくために、教育委員会としてはチーム担任制を推進、定着していくために今後どのようなことに取り組んでいこうと考えているのか、伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
永井教育長。
- 永 井 教 育 長 先ほど和田教育参事も答弁をさせていただいたところでございますが、日本の今の教育の担任の現状というのは、「固定担任制」ということになっています。そのことが議員が今のお話にありましたように、負担を大きくしている部分が多々考えられると思います。
したがって、安芸高田市が今取り組んでおります「チーム担任制」は、教員の働き方改革を改善するということも大きな狙いの一つです。例えていいますと、生徒指導上の課題等が生起した場合、固定担任制で

すどうしても担任1人で抱え込んで事務量でありますとか、子どもへの対応、あるいは家庭訪問と保護者への対応、連携をしていくようになります。それを先ほどから参事が申しておりますように、チームでかかわっていくということになりますと、それだけ1人の負担も軽くなりますし、その分、早い解決を見るということにもつながるというふうに考えております。

それからもう一点、安芸高田市の特徴としまして、ほとんどの学校が今日学年1学級になっています。したがって、例えば大学を出て初めて担任をするという教員が、隣のクラスの中堅・ベテランの担任の先生に指導方法等について相談するというようなことが、現状ではできにくくなっています。

したがって、どうしても担任による指導の差というの、現実出てきております。そのあたりのいわゆる若い教員を少しでも早く指導力を上げていく、そういったこともこのチーム担任制によって随分改善できるのではないかと考えておりますので、いずれにしても、子どもや保護者が安心できる学校体制を作ること、そしてもう一つは、教員の働き方改革を推進するという、何としてもこの安芸高田市型のチーム担任制を引き続いて推進をしていければというふうに考えております。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 以上で、私の一般質問を終わります。

○大 下 議 長 以上で、芦田議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

2番 田邊議員。

○田 邊 議 員 2番 シセイクラブ、田邊介三です。通告に基づき、大枠3点質問いたします。すみません、本日ちょっと軽いぎっくり腰になっておりまして、ちょっと動きが鈍くなるかと思いますが、その辺はお許してください。

まず、最初の質問です。

まずは、選挙についてお聞きいたします。2024年は市長選挙、市議会議員選挙の2つの選挙が行われる予定です。財政が厳しい中で、2回の選挙を行うよりもダブル選挙で1回にするほうが財政負担の軽減が見込まれると思います。

また、ダブル選挙を行うことで市民の関心も高まり、投票率も上がるのではと考えます。

別々に選挙を行う場合とダブル選挙で1回にした場合、財政負担の差はどれくらいの金額になるのか、伺います。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

石丸市長。

- 石 丸 市 長 担当から答弁すべき内容ではありますが、時間が惜しいのでここで私がお答えします。
- 前回選挙の決算ベースで試算すると、1回にまとめたほうが、ダブル選挙のほうが1,300万円程度経費が削減できます。割合としては、26%の圧縮です。
- 大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。
- 田邊議員。
- 田 邊 議 員 1,300万、具体的に数字を聞くと、かなり大きな財政負担の軽減になるのだなというのが分かりました。
- 次の質問、2番の質問なんですけれども、12月1日の令和5年第5回安芸高田市選挙管理委員会で、市長選挙は7月28日と決まりましたので、この質問を取り下げさせていただきます。
- そのまま3番の質問に移ります。
- 投票率は市長選で2016年4月58.35%から2020年8月では56.98%、市議会議員選挙では2012年11月では73.5%から、2020年11月では63.19%とどちらも下がっております。これは大きな課題ではと感じております。短期間で2回の投票行動を行うより、ダブル選挙で1回のほうが市民にとっても有益であると思いますし、またダブル選挙ということで市民の関心も高まり、投票率が上がることが期待できるのではないかと考えます。
- 投票率というものについて、市長はどのように考えておられるのか、伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
- 石丸市長。
- 石 丸 市 長 投票率の低下は、民主主義の危機だと感じます。そういう意味で、全ての政治家は有権者の関心を集め、投票率が上がるようあらゆる手段を講ずべきだと、講じなければならないと考えています。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
- 田邊議員。
- 田 邊 議 員 民主主義の危機というお考えだということで、この点に関しては私もそう思います。やはり住民主体という観点から見ても、投票率のアップということはやはり必要なことだと思うんですけども、それを具体的にどういうふうにするかというのは非常に難しく、市長が常々市民の関心を得るためにいろんな情報発信をされてるんだなというのは感じております。ただ、政治家の仕事としては政治に関心を持ってもらうということは非常に重要なことだろうと思うんですけども、具体的に例えば市長の仕事である、議員の仕事である投票率を上げることは、具体的にそれが市長の業務なのか、議員の業務なのかと言われると、これはちょっと非常にどう判断するのかなというのは難しいなというふうに感じております。そういった点でいうと投票率のアップといいますか、それが市長の仕事だというお考えなのか、御答弁いただければと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 先ほどの答弁では、私は政治家の務めとしてお話をしました。ただ、厳密に言うならば、市においてその職責は当然議員が担います。市民の代表であり、代弁者なので、リーダーとして市民に訴えるべきはほかにはいません。市長というのは政治家ではありますが、あくまで執行部の長です。市という行政単位の長です。その意味で、いつも再三申し上げているんですが、直接的に市民に訴えるというのは本来の趣旨からは外れています。なので、もう一度お伝えしますが、議会、議員の皆さんの役目です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問に移ります。

○大 下 議 長 田邊議員に申し上げます。ここで質問の途中ではございますが、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
引き続き、田邊議員の一般質問を続けてください。
田邊議員。

○田 邊 議 員 それでは、2番目の質問に入りたいと思います。
まとめ動画についてです。

9月の定例会でまとめ動画、そのときは切り抜き動画として質問させていただきました。その後も数多くまとめ動画は作られています。そんな状況なんですけれども、事実ではないことがタイトルやサムネイルに書かれているものを幾つか目にします。動画を見てもらうために、思わずクリックしたくなるような表現で作られているものを一般的に「釣り」と呼びます。市長自身もライブ配信の中で、「てめえの血は何色だ」と叫んでいる「釣り」のサムネイルがあるとおっしゃってありました。タイトルやサムネの中に職員の名前や画像が載り、事実ではないことが書かれている「釣り」があるのを確認しております。

具体的に言うと個人の名前が書かれて、「何々部長、キレル」みたいなそういったものが使われていたりします。「釣り」のタイトルやサムネイルに職員が使われていることを市長も認識しているのか、伺います。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 認識をしています。

- 大 下 議 長 答弁を終わります。
田邊議員。
- 田 邊 議 員 次の質問に移ります。
事実ではない「釣り」に職員が使われていることをどのように感じておられるのか、伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
反問権が出ておりますので、反問権を許します。
石丸市長。
- 石 丸 市 長 こういう質問をされる方が、仕方をされる方がほかにもあるんですが、「どう」というのは何とも言い難いので、もう少しどういう点かとか、何に対してもう少し具体的といいますか、答弁の指針が得られるような質問にもし可能であればいただければ助かります。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
田邊議員。
- 田 邊 議 員 この後の質問にそこがつながってくるんですけども、例えば先ほど言った「何々部長、キレる」であるとか、例えば「市長の参謀が」つていうような書き方もあって、参謀というのは役職名としてはないわけで、それは事実ではないよなというふうなことも感じるわけなんですけども、それをよいと思っているのか、これはちょっと問題があるかなというふうに感じておられるのか、その辺をちょっと答えていただければと思っております。
- 大 下 議 長 市長、反問権の答弁終わりでもいいですか。
以上で反問を終了し、議員の質問に戻ります。
石丸市長。
- 石 丸 市 長 いいか悪いか、善悪で言えば、あまりよくはないと思います。ただ、それはこのSNS、Y o u T u b eの動画に限りません。世の中全般において、事実無根のうわさを流す、褒められた行為ではないはずです。ほぼ全員の方が同意されると思いますが、残念ながら、それこそ市民の間においても、そういったことをする輩は枚挙にいとまがありません。なので、あんまりよくないな。そのようには感じますが、それに市長としてどのような見解があるかというところが問われるのかと思うので、一つ申し上げれば、全てにおいて、これまた大きな話なんですけど、憲法で保障されてます。21条、表現の自由です。もちろんこの自由はいついかなる場合も、何に対しても保障されるわけではありません。基本的な考え方として、他人の自由を侵害しないというのが大前提になります。このケースで言えば、肖像権、ただこの肖像権、御存じの方も多いかと思うんですが、公務員においてはあるんですが限定されます。ほかの私人ではなく、公務員という職業、その立場においては限定されてしまいます。言い換えると受忍限度という言葉があるんですが、これが広いんです。柔らかく言うと我慢しないといけない部分があると。これが

そもそもの公務員における肖像権というものです。

その上で、今話題になってるのは一次情報の動画のまとめ、切り抜き動画です。要は二次利用です。これに関して、前回お話したと思いますが、著作権を特段主張しないという方針をお伝えしています。著作権侵害で止めるようなことはしない。なぜならば、それも同根なんですが、憲法21条、表現の自由から生まれている知る権利、先ほど田邊議員も自らおっしゃいましたが、政治に対する意識が低下してしまっている。政治離れが叫ばれている昨今において、市政に関心を持ってもらうというのは非常に極めて大事なテーマです。ゆえに、執行部としてこの議会の動画も含め、市長の記者会見等も含め、著作権をとかくうるさくは主張しないという方針を見せています。なので、まとめれば表現の自由というものが、そこに存在するという受け止めです。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問に移ります。

ちょっと3番の質問が聞きにくくなったなという感じなんですけども、9月定例会の答弁の中でまとめ動画について許容するとの答弁でした。先ほどの答弁でも、表現の自由であるというようなこともおっしゃっておられました。

また、9月定例会の答弁で、「基本的に市として対応するつもりはありません。行政の保有する情報というのは、国民なり市民のものです。公の財産です。」であるとか、「公序良俗に反する、これは駄目だと当たり前です。誹謗中傷というのはよくない。ふだんから言っています。当然犯罪になるような暴言、恫喝許されるわけがありません。それらについては問題だと思ったら、適宜適切に対処する。」とおっしゃっておられました。

職員が「釣り」として使われていた場合は、その対応というのは職員個人がすべきと考えておられるのか、市として対応すべきと考えておられるのか、伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 まとめ動画は市が直接関与してないことから、市に法的な義務はないと考えております。しかしながら、職員の意見を尊重し、市として適切な対応をすべきと考えてもいます。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問に移ります。

議員であるとか、市長は事実と違うことがあっても、自分で事実ではないと説明できるチャンネル、例えば私でいうとY o u T u b e チャン

ネルであるとか、熊高議員もY o u T u b eチャンネルを始められたりとか、またSNS等、また後援会だよりなどを使って、そういった説明する機会というものがあります。ただ、職員はなかなかそういったチャンネルは持ってないと思います。

職員が事実でない表現が使われていたときに、ちょっとこの表現は何とかしてほしいなというようなことがあった場合、相談できる体制というのが必要ではないかと思います。先ほども市として対応すべきというお考えだったんですけれども、そちらの相談できる窓口について考えを伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 職員が安心して働ける職場環境を整えるためには、相談体制が必要です。相談窓口として、人事部門である総務部が担当してまいります。

以上です。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問に移ります。

ちょっと4番と似てる部分もあると思うんですけれども、事実ではないタイトルやサムネイルに対して職員から申し出があった場合、市として動画の作成者へタイトルやサムネイルの変更などを要求する。そして、改善が見られなければY o u T u b e等へ報告するなどの対応をすべきではないかと考えますが、どのように考えておられるか、伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 職員からの相談があれば、これまでのものも含めまして市として対応したいと考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問に移ります。

第4次安芸高田市行政改革推進実施計画書は、第4次安芸高田市行政改革大綱をもとに、2022年度から2024年度までの5年間で、行政改革の具体的な取組の項目や目標実施年度を定めたものです。来年度が最終年度であり、行政改革推進実施計画書の目標達成のため来年度の予算編成を協議されていることと思います。

最初の質問に入ります。

財政健全化の項目の中に、市単独補助金の適正化があります。目標実施年度は2022年度、令和4年度で実施となっています。表記の説明で、「実施とは、実施項目を具体的に取り組む。新たな制度を導入して取り

組む。実施項目の取組が完了する。」となっています。

また、その後の年度に矢印を記載されていないことから、市単独補助金の適正化については完了しているというふうに思えるんですけども、これについて完了しているものなのか、今後も引き続きということなのか、そこの考えを教えてください。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 この市単独補助金の適正化、それ自体については、当然継続的に実施していくべきものと考えています。

御指摘の資料の書きぶりの意味ですが、いわゆる行革の取組として、特別に行わなければならないという状態が完了し、通常の予算編成の査定の中で取り組んでいく、取り組んでいるということを示しています。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問に移ります。

施設の有効活用と財産の売却等の項目にある遊休未利用地の売却等貸付けは2020年度に継続となっており、その後の年度は矢印が記載されています。今も継続中ということなんでしょうけれども、進捗状況を伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 遊休未利用地の売却と貸付けは、現在も継続しています。

売却については、売却が可能な遊休未利用地2万3,691平米のうち、1万2,981平米を売却しており、進捗率は55%となっております。

貸付けについては2020年から22年の年平均は111件で、収入額は年平均706万8,000円となっております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 この先ほどの進捗状況は予定というか、順調に進んでいるというふうに捉えてもよろしいのでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 先ほど進捗率55%と申しましたが、まだ売れてない土地もかなり残っているところです。条件によりましてはなかなか売れない土地もありまして、苦戦してる場所もあるんですけども、55%ということで今後できるだけ売るように広報等も作りまして、推進したいと考えております。

以上です。

- 大 下 議 長 答弁を終わります。
田邊議員。
- 田 邊 議 員 次の質問に移ります。
人材育成の項目の人事評価結果の手当への反映で、人事評価結果を手当に反映させるとあります。人事評価結果の中には、360度評価も含まれているのでしょうか。お伺いします。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
高藤部長。
- 高藤総務部長 当初から説明しているとおり、360度評価結果は手当に反映していません。評価結果は、評価された職員にフィードバックして、人材育成や組織運営に役立てていきます。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
田邊議員。
- 田 邊 議 員 次の質問に移ります。
人事評価結果の手当への反映の対象者に、会計年度任用職員も含まれるのか、伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
高藤部長。
- 高藤総務部長 行政改革推進実施計画における人事評価結果の手当への反映の対象に、会計年度任用職員は現在含まれておりません。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
田邊議員。
- 田 邊 議 員 次の質問に移ります。
公務員は評価を給与手当に反映させにくい業種かと思います。こちらは計画どおり進んでいるのか、進捗状況を伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
高藤部長。
- 高藤総務部長 当初、2016年度からの実施を予定していましたが、業績、能力評価種類、職位階級別への反映ウエートなどの制度設計に時間を要しており、進捗が遅れている状況でございます。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
田邊議員。
- 田 邊 議 員 最後に、行政改革推進実施計画書は来年度が最終年です。仕上げる年になるかと思うんですけれども、そのために今予算編成を行っている状況かと思います。市長の御意気込みを最後に聞いて、私の質問を終わりたいと思います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 何回かこの場で意気込みを問われたことがあって、その都度毎回苦慮しています。というのは、意気込みのあるものは市長に就任した当初、おおよそ全て述べています。それ以降、変化はありません。

残りの任期は8か月ほどですが、これまでどおりやるべきことをやります。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 すみません。先ほどの私の質問の中で、「2022年度から2024年度の5年間」と申しましたが、「2020年度から2024年度の5年間」ということで訂正させてください。

以上で、私の質問を終わります。

○大下議長 以上で、田邊議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

13番 秋田議員。

○秋田議員 13番 秋田雅朝でございます。通告に基づきまして、大枠2点について、お伺いいたしたいと思います。

まず1点目でございます。

たかみや湯の森運営協会の統合計画についてでございます。

先般、神楽門前湯治村とたかみや湯の森運営協会の統合計画案について、産業部商工観光課より来原コミュニティ連絡協議会役員とたかみや湯の森職員の数名に2回の説明がございました。

また、これを受けて来原コ連協では、後日、役員会を開かれ、統合についていろいろと協議をなされました。私もこの会に参加をいたし、皆さんの意見を聞かせていただきました。その意見等をもとに、私の見解も踏まえて、次の点についてお伺いいたします。

1点目でございます。

統合案については、観光関連施設の一体管理に係る官民連携手法検討調査業務を基に取り組まれるのだらうと認識していますが、国交省のホームページに安芸高田市令和4年度調査報告書公表版がございまして、その中の事業設計の項目で、「施設の収益性、回遊性の向上を目指し、回遊性が向上すれば、経済面における効果が期待できます。」とされているのですが、回遊性について具体的な手法等は検討されているのか、お伺いをいたします。

○大下議長 ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 先ほど触れられた説明会を開催した担当部長より、答弁を行います。

○大下議長 引き続き、答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 回遊性には施設間の連携が必要不可欠です。「道の駅 三矢の里あきたかた」を起点とする回遊、さらに施設間の連携を図る取組として、「高田インターチェンジ」「道の駅 北の関宿」、これを起点とする市内北部地域の回遊を目指す取組を進めます。

そのためには、神楽門前湯治村、たかみや湯の森、北の関宿、これらの一体的な運営を行う必要があると考えています。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 今、部長のほうより答弁をいただきまして、各施設間の連携を図ると。いわゆる効率を図っていくということだというふうに理解しましたが、先ほど申しました官民連携手法の調査報告書をもとに私なりに考えさせていただきますと、18ページに回遊性について、図でここに書いてあるんです。写真とともに。それで先ほどもおっしゃったかも分かりませんが、「たかみや湯の森」から「吉田サッカー公園」、「道の駅 三矢の里」、「土師ダム」、「神楽門前湯治村」、「北の関宿 あきたかた」と6施設について、ぐるっと矢印でそのことがここに記載されて、その矢印が人の流れを表すんだというふうに書いてあるんです。

いわゆる人の流れは、イコール私は移動手段も含めた検討が要るんじゃないかなという考えがございまして、この質問しとるんですが、その人の流れ、移動手段等をやっぱり具体的にこういうふうを考えているんだということがやっぱり市民の方への理解を深めるためには必要んじゃないかなという思いをしとるんで、質問させていただいておりますが再度答弁を求めます。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 今、議員が言われた回遊性、市全体としての回遊です。

これについては、やはり移動手段、これは車でないと回れないという考えに至ります。ただ、車を持っておられない方は、どうするかといったところ、そういったところはこれからの検討になってくるんですけれども、まずは市全体を回っていただく方法というのを先ほどは北部の周遊と申しましたけれども、それもさらに広げて最初に申しました「道の駅 三矢の里あきたかた」を起点とする回遊、これをまずは進める必要があると考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 少し考えは分かったような気がしますけども、これから大事な検討課題になるということで、しっかり検討、議論もしていかなきゃいけないかなというふうに感じております。

次の質問に移ります。2番目でございます。

たかみや湯の森の指定管理者を神楽門前湯治村と北の関宿の指定管理

者と統一し、さらなる収益性向上を目指すため、一体化体制の変更が必要ということで統合を進めるのだと認識はしておりますが、その取組は具体的に収益性にどのようなつながるとお考えか、説明責任も含めてお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 統合によって、いわゆる人、物、金、経営支援が有効できるようになります。特に金です。たかみや湯の森というのは任意団体なので、資金調達の面でかなりの制限があります。これが統合によって経営の自由度が大幅に向上することが期待できます。もちろん、人や物についても同様です。これらの資源を共有することによって、経営の自由度が高まります。そこから、より効率的で効果的な展開が可能というふうに考えてます。

そもそもなんですけども、町は別にしてもすぐ隣に同じような事業が並んで、行政が支援している時点で、それは極めて非効率であり、収益性を度外視してるというのに、直感的に気づかないといけなかったんです。もっと早く。なので、ここから急いで収益性を回復し、持続可能な形にしないとならないと思ってます。でなければ、両方なくなります。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 今までに既に近くにこうした施設が二つあることで、課題が生じていたのをいち早く取り組むべきだったという市長の答弁で、その考えのもとに現在の指定管理のことも踏まえて検討されていると理解しております。

私もそのことについては、要するにお金の問題、財政の問題も含めると、そういういろいろ厳しい状況にある中では、しっかり統合した少し小さくくりの組織にして今後の取組をしていく。これは本当に私は必要であろうと思いますし、おっしゃるように早くに取り組むべきだったということで、今回取組をされるわけです。だから、そのことをしっかりこれからも説明をまたされると思いますんで、それが周知できる説明をしっかりしていただくということが大事なということで、この件については終わらせていただきまして、3点目の質問に移ります。

先般の説明のときいただいた資料の中で、統合のメリットとして労働力の最適化を掲げておられ、統合により類似の役割や機能を持つ部門が統合され、業務の重複を削減でき、従業員の配置やスキルの最適化が可能とされておられますが、従業員の声では、説明が行き届いておらず、先が見えないという不安を感じておられます。こうしたことは、統合が決められる前にきちんとした説明が必要と思うのですが、初見のほうをお伺いいたします。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 現時点で、統合は確定ではありません。

統合に向けて、様々な事項を協議、調整する必要があり、それを進める中で、先日、従業員、これは正職員の方ですけれども、この方々に説明を行ったところです。

統合に際しては、従業員の不利益にならない措置を講ずる必要があるため、対等な立場での統合を想定をしていますし、統合による組織強化によって収益性を高め、その収益が従業員に還元されることも当然想定をしています。今後、両方で調整を図るよう進めたいと考えています。

○大 下 議 長 引き続き、答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 小さな点ではあるんですが、すごく大事なポイントなのでお伝えしておきます。

先ほど秋田議員から、先が見えないという話があったという説明が出ました。その認識が大間違いだと教えてあげてください。先が見えてないのは、今です。今の状態が、何年も続くわけではないんです。構造的な要因によって、市の財政は毎年着実に億円単位で裁量が失われます。既に何回も説明したとおりです。

そんな中、何千万も指定管理を出し続けられるわけがないんです。もしまだ従業員の方が理解されてない、できてないとすれば、ぜひ議員の立場から現実をしっかりと説明してあげてください。5年後にはないと思います。それほど市の財政は厳しいんです。だからです。遅ればせながらではあるんですが、何とか引き戻そうと今あらゆる事務事業を見直しています。

その一つが、ここと言えば、たかみや湯の森と、神楽門前湯治村、要は指定管理、指定管理料の見直しです。これを改善しなければ、市全体が破綻するので、その前にこちらがなくなります。その事実をまずはしっかりと説明し、そして理解させてあげてください。お願いします。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話の電源をお切りいただきますよう、お願いいたします。

引き続き、発言を許します。

秋田議員。

○秋 田 議 員 まず今、市長の答弁をいただいて、先が見えないということが既間違ってますという意見で、これは従業員の方を今回特にこの部分が私が質問したかったんですが、これは先が見えないというのは従業員の方が、そこの業態がどうなっていく、こうなっていくと今から説明があるんでしょうが、そうしたことがよく分からないので不安になる、先が見えないという不安があるということの意味でお話しをされたと思います。

市長がおっしゃるのも分からなくはないですが、そうした先が見えないという大きな形というのは、今からまだまだ話をされると思うんでそこはしてください。

それで、この件については私もまた後日この一般質問をするために従業員さんと再度話をさせていただきました。少し時間をいただいて、その従業員さんがおっしゃることを先ほど答弁もあったかとは思いますがさせていただきたいと思います。

まずは従業員の配置については、統合をしてからもきちんと市が関わっていただけるのかという点が不安なんだと。

それから2点目として、現在パートの方も含めて41名の雇用者がいらっしゃいますが、その方に対しての説明もしていただかなくてははいけないと。

それから3つ目に、統合後の組織体制が見えない。先が見えないというのはこのことだったと思うんですが、先が見えないというのは自分の生活設計と将来像の確約等の見解が行政統合する段階において、きちっと分かっておきたいんだということだと思います。

それから4点目として、統合後の経営体、役員の中に湯の森の職員の登用はあるのか。この説明を求めるのは、湯治村だけの役員だけが残るのは経営的に偏るのではないかというふうに思われて、湯の森の職員も納得して経営に関わることが、その職員がおっしゃるのには、湯の森カラーを出すことにつながり、ひいては経営にもつながっていくんだという話をされておられました。

そうしたことを意見を伺っておりますので、実は明日会合があるということも聞いておるんですが、そこも行政がどこまで出られるか分かりませんが、そうした会合をもとに特に従業員さんが不安になっておられる今話したようなことについて、説明あるいは市としての見解を話されなくてはならないのではないかなという思いで質問しておりますので、そこら辺りで再度答弁がいただければと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 今のお話を聞いてもかみ合わないなと感じました。もう一度お伝えするんですが、認識がずれてます。今の主体は、お話しされてる立場からすれば、任意団体の湯の森と神楽門前湯治村なんだと思います。それらは市ではないです。市は指定管理制度を使っていると、指定管理料を払ってるだけです。言うなれば、公共施設を使わせてあげてる、その立場にすぎません。

市が本来どうこうする話じゃないんです。なんか他人事みたいになってますけど、うちの話じゃないんです。指定管理料出してるという立場、そして公共施設を提供してるという立場ではお話をもっていってますが、本来自分たちで考えないといけない課題なんです。経営の課題

は。直営じゃないんです。なので、先ほど私は言ったんです。先が見えてないのは今の状態だと。自分たちで事業者として、この先、5年、10年、20年、どうやっていくのか全く見えてないじゃないですか。市に言われたから統合しますみたいな人事じゃないんです。じゃあ、しなくていいです。その変わり市の財政状況からして、確実に指定管理料は削られてきます。ギリ貧で最後どうするんですか。もう最後、今がラストチャンスです。ここで自分たちが奮起しなければ、後は死に絶えるだけです。それではあまりにも残念だから、かわいそうだと思うから市としてそういう話し合いを主導しているに過ぎません。それ以上のものはないです、市には。あたかも市が話をまとめねばならぬような言い方はやめてください。誤解を、勘違いさせます。あくまで、主体は誰なのか。湯の森というものが、地域に単を発してる任意団体であるならば、地域の当事者としてそれをしっかり考えなければならないんです。生殺与奪の権を他人に握らせたら駄目なんです。自分たちのために、しっかりと説明してあげてください。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 だから、先ほど話をしたように統合すること自体に私たち判断するときには大きなくくりで物事をやっていくんだから、それはそれでいい。ただ、今回この質問させていただいておるのは、統合計画について先ほど申しましたように商工観光課のほうから説明があって、従業員なり湯の森の了解を得る。了解といたらおかしいです。説明で理解をしていただくということだったということも認識しております。

市長おっしゃるような将来的に今こうやってこうやらなきゃどうだというのは、当然私もそうだと思います。そのことを異論を唱えてるんじゃないくて、あくまでも市民の代表として湯の森の職員さんの声を聞くということは、一つにはこういうことが職員の方が思っておられるから、そこが不安であるから統合することに反対されているということではなくて、そうするのに自分たちの身の振り方も踏まえて説明はいただきたい。もう統合しなくていいとか、私はそんなことを言ってるんじゃないくて、そうしたことをきちんと段階を経て踏まえて、従業員らがどうなるか分かりません。まだ全然決まってないわけだから、決まる前に実は指定管理の話もされて、今回上がってませんよね。指定管理料、湯の森は上がってないので、恐らく3月にきちんとどうするかをこれの統合案が決定して、それからになると思うんですが、指定管理料の削減にも多分つながるんでしょう。

私が今回質問してるのは、その従業員の方が少し分からないから説明はされるんですが、そこをのところでしていただきたい、こういう声でしたよということで届けております。説明もしたいと思います。しなきゃいけないのかも分かりません。だから、私はそこをのところはしっか

りこういう公の場でお伺いしておきながら、執行部の考えを正すということで伺っておりますので、御理解賜りながら、要は説明をきちんとしていただければという思いがしておるんで、そのところがメインになると思うんです。

再度答弁をお願いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 3回目ぐらいのやり取りですが、理解はされてるのか、されてないのか、判然としません。

重ねてお伝えしますが、市はあくまで提案をするだけの立場です。それ以上でもそれ以下でもありません。決めるのは両者2事業者であり、話し合うのも2事業者です。

片方の三セクは市長・副市長がトップにいますので、その観点でのお話はなくはないんですが、今この場でそれができないのは御存じだと思います。三セクの代表としてここにいません。あくまで執行部、市の代表としていますので、市の立場を述べてます。その御理解よろしいでしょうか。なので、重ねてお伝えしますが、秋田議員が湯の森の立場で何か述べられるのであれば、神楽門前湯治村と議論を尽くしてください。そこにしか答えはありません。市に説明しろというのはお門違いです。大変申し訳ないんですが、提案をしているだけです。その提案の中身、それが完璧なものとも思いません。あくまでも議論の土台、たたき台でしかないと思います。だから、当事者意識によって2事業者が話し合いをしてほしいと、先ほど来お伝えをしています。自分たちの話なので、そうするしかないんです。

先ほど市民のというふうにおっしゃったんですが、市民にこれを問えば両事業、先は長くないですよ。普通に考えて。それぞれに何千万、指定管理料が払われてる。あまり認識をされてないから許されてるに過ぎないです。これまでその状態が放置されてきたというのはゆゆしき自体ではあるんですが、そこを改めねば市の未来がないと再三伝えてます。そのためにここで言わないといけないことを言ってます。何か。全体最適、最大多数、最大幸福を我々はここで求めなければならないんです。一地域に収まらない話になっています。執行部としてはあくまでも指定管理制度、指定管理料、その観点で財政的なお話をしています。事業の中身については、当事者間でよりよい形を模索してください。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 だから事業者、湯治村と湯の森と湯治村の北の関宿も一緒ですんで、そこでの話し合いをしてくださいということなので、今私が申しているのはそういう予定は作っていただくのは行政じゃないかと思うんです。

説明責任は議員として果たしなさいとおっしゃるんなら、私もそういう会に呼んでいただける、行っていいものなら行って話を聞きながら、湯の森の職員さんも湯治村の職員さんも納得した上で、本当に安芸高田市のその施設がなくなつてはいけないという観点のもとに、今後どうすんだという話をしっかりしていただきたい。

だから、今日ここで言えるのは、そういう説明を、いいです両方の代表者、一番最初には両方を呼ばれたというふうに聞いてますが、そのところで今後については、湯の森のほうも12月に統合案に賛成かどうかはまずうちは湯の森が振興会長がトップになってますんで、返答を出さなきゃいけないというふうに聞いておりますんで、であるならば統合するのを反対されてるわけじゃないんで、統合するんであれば職員の方も理解した統合はしなきゃいけないんで、その説明をきちんとすべきじゃないか、先ほど申した意見を聞いたことに対して、行政は絡みはないんだとおっしゃっても、提案してきたのは行政なんで、そうした説明会で説明をしていただきたいというふうに私は申し上げております。違つたら、また市長の答弁のほうをお願いします。

○大 下 議 長 市長、答弁いただけますか。

石丸市長。

○石 丸 市 長 細かなニュアンスのところがあるんですが、違つてたらと言われたので、答えざるを得ません。違います。

市が提案しているのは、2事業者のためを思つてです。やれという命令でも何でもありません。ただ、いかんともしがたい財政事情があると。そうしたとき、今の指定管理料は必ず減ってきます。もう既に減ってきてます。どこかで自分たちでギブアップするのを待つんですかと。それじゃあまりにも寂しいでしょということで、何か活路を市のほうで提案したというだけです。乗るも、乗らないも自由ですが、ほかに道はないと思います。あるんであれば、御自身たちで見つけられたらいいと思います。指定管理料なしでやっていく。その可能性だってないわけじゃないんです。どつぷり市の補助に依存してやっていこうというこれまでのスタイルは続かないよと、それだけをお伝えします。どうぞ御理解ください。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 どつぷり指定管理に浸かる、そういう考えにつながるかもしれない。私が今話をして市長の答弁で言ってる。だけど、そうじゃないんです。一応、それはそれできちっと統合がいいメリットがあるんだという理解のもとに、従業員さんが心置きなく統合して働ける場を作っていかなきゃいけないという、その部分で質問しておるんで、そのところの説明会をしてくださいということなので、この公の場でその話をしましたんで、説明会についてはきちんとそういったことを踏まえた説明を

していただきたいということで、この件は終わるしかないと思いますんで、終わります。

4番目の質問に移ります。

今まで湯の森で行われていた来原コ連協との参加によるイベントについて、今後、どうなるのだろうかという声もございましたんで、そこらあたりについても先ほどの繰り返しになるかも分かりませんが、お考えをお伺いいたします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 今の秋田議員の御質問は地域と事業者の話をされてるんだと思います。事業所で言えば、今は任意団体の湯の森、そこに新たに湯治村が加わるような形になるだろうと。なので、経営主体が変わろうともそこ地域が連携をし、開催していただければと思います。

先ほど最後のところでおっしゃったんですけども、説明会を市がするんじゃないんです。議論を当事者でやらないと、この問題はどうにもならないです。市がこうしなさい、はい、分かりましたみたいなことじゃないんです。自分たちのことなので、自分たちで決めてください。

もし市が何か言うとしたら補助金削りますという、これしかないんです。これから市の財政状況からして、これ以上の市から何か言うことないです。現状維持すらままなりません。なので、その前に自分たちでできることをやったほうがいいだろうという思いです。

○大 下 議 長 市長、先ほどの4番目の質問になりますか、今の答弁に。

答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 議会も見ておられると思いますので、そうした意味で、また職員の方とも話をしていきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

○大 下 議 長 秋田議員に申し上げます。換気のため、14時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時53分 休憩

午後 2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

引き続き、秋田議員の一般質問を続けていただきます。

秋田議員。

○秋 田 議 員 2番目の大枠2点目の質問に移らせていただきます。

総合計画の策定についてでございます。

第2次安芸高田市総合計画の計画期間が令和6年度で満了予定となっています。次の総合計画の策定においては、第2次策定時よりさらに人口

減少と少子高齢化の進行が急速化しており、本市の財政面では歳入の伸びは見込めないと思われ、歳出では高齢者福祉や公共施設の更新等への対応も求められており、本質的な総合計画の在り方を検討していくことが重要ではと私は考えます。

総合計画は本市における様々な計画の最上位にあり、本市の今後を見越した行政運営の総合的な指針であるという観点から、今後の取組展開について、次の点についてお伺いいたします。

一点目でございます。

次期総合計画を策定されるであろうという観点から、今後の策定予定についてスケジュール等について、どのように考えておられるか、お伺いいたします。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 次の総合計画につきましては、2024年度中に策定することを考えています。

ただし、2024年8月には市長選挙がありますので、次の選挙で当選した市長の施策、方針を反映した基本構想の議会議決を得るのは2025年にずれ込む可能性があるというふうに考えています。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 ただいま答弁いただきましたスケジュールは、2024年中に策定予定だということでございます。

2点目の質問に移ります。

策定期間中に市長選挙があると認識していますが、策定内容には市長の見解も取り入れられるのではないかというふうに推察いたしますが、そのことについて石丸市長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

先ほど市長の任期途中でという答弁もいただいたんですが、改めてお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 御認識のとおりです。当然、総合計画、市の土台となる要素には時の市長の意向が反映、影響されます。最も、今の時代にあっては幸か不幸か、大した裁量はありません。なので、それほど自由度がない。誰が作ってもあまり変わらないだろうと思いますので、この総合計画の体制には、あまり形としては変化がないんじゃないかなと見ています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 3番目の質問に移らせていただきます。

総合計画策定には、市民参加と職員参加が重要で、当たり前のことでございますが、理由として「計画が効果的であり、効率的なプロセスや

仕組みを進めることが必要である。」というようなことを文献でも目にしましたが、これまでの総合計画もそうされてきたとは思いますが、今後の策定にあたり、どのような方針で取組をされようと考えておられるか、これは市長だけに限らず執行部の共通認識になろうと思いますが、そこのところをお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、これまでの方針について確認をしておく、あったらいいなというものをまとめるのが、これまでの作業だったと思います。しかし、先ほど来お話ししているとおり、安芸高田市にそのような余裕はもうありません。なので、これからの計画策定にあたっては、これも何回かもう既にお伝えしていますが、予算制約のもと優先順位を明確にして、なくてはならないものを選んでいく、選択していく、この方針になります。これにしかありません。

先ほどのお話にひも付けてみれば、このまちに温泉が要るのか、要らないのか、一つは要るのか、いやいや二つ要るのか、それを選んでいく。そうした方針になります。

そういう意味で、先ほど来秋田議員がおっしゃってるとおり、市民参加が何よりも大事になってきます。であるならば、市民の意向、把握、市民との意見交換、市民への情報提供、すなわち議会の機能、議員の役割というものがどうしても必要になってきます。ゆえに、議会の再起を願っています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 ここで市長と同じ考えがようやく通じたような気がしますが、私もこの質問をしたのは、市民参画がまず一番なんではないかなということ、質問をさせていただいております。

それで手法です。手法によってはその市民の声を聞く。それは議員の仕事だとよくおっしゃいますけれども、それも含めてそういう場を設けて、これまでは審議会、そういったもので計画審議会を作られて対応してこられて、その中にいろんな市民の声もあるんでしょうが、今回にしたのが安芸高田市キャッチフレーズの募集ということで、これが11月27日付で記者会見か何かされたんですかね。まさしくこれがよく読んでみると、市の総合計画を初めとする各種計画などに広く使用していきますということで、この部分のこのことにかかわってくるのかなと私なりに理解したんですが、それはどこまでかという内容については「安芸高田市らしさを表現する。」、あるいは「安芸高田市の魅力をアピール」「安芸高田市への愛着や誇りを醸成する。」というもののなので、それは違っていないんですけども、具体的にどうなのかといったらこれじゃあ見えないんですけども、だけど市長の意向としてはそうしたことで市

民から意見を募りながら取り入れていくんだらうという判断に私も至っております。

もう一つ、議員として参加させていただくとあれば、何かの提案ですね。これが要るんだらうかなというふうに思います。そうしたときに、これ後ほど三鷹市の例だったんですが、東京の。コミュニティ・カルテ、要するにコミュニティ・カルテとはどういったもんかという、病院のカルテのように地域ごとの課題を抽出して、誰が見ても一目でその市の状況が分かっていったものを作って、それをもとに策定したという例もございますんで、それは先ほど市民の声を聞くのも募るのも一緒になるかも分かりませんが、こうした手法があって、要はとにかく市民の声をどう生かしていくかということをお私は次の総合計画に重要なことだと思っておりますんで、再度、話はされたと思いますが、市民の声をどのような形で取り入れていかれるかだけ、お伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 これもいつもお伝えしているとおりなんですが、議会基本条例に明示してあるとおり、その役割は議会、議員にしかありません。その責任があります。いいかげん自覚して動いていただきたいと常々思っているところです。

次、この計画策定の際には、本来の議会の機能、これが回復していることを願ってやみません。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
秋田議員。

○秋 田 議 員 次の質問に移ります。
4点目の来年度予算案編成時期ということで、今がですね。次期総合計画の策定に要する予算についてどう考えておられるか、お伺いするのですが、いわゆる市民の声を聞いたり、あるいはいろんな審議会を計画されたりという予定を先ほど伺いましたが、そうしたときには予算が要るんじゃないかという観点から、この質問をさせていただいております。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
高下企画部長。

○高下企画部長 次期総合計画の策定に関する予算につきましては、2024年度の当初予算に計上する考えであります。
以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
秋田議員。

○秋 田 議 員 当初予算に計上はしますというのが、ここって言えることだけなのかなという思いがしますんで、具体的に内容について伺ってもそれは今度

の予算なので、そこは理解しました。

次の質問に移らせていただきます

5点目でございます。

先行事例として東京都三鷹市の取組では、総合計画の在り方として首長の任期と連動した計画システムを取り入れ、計画期間をあそこも10年だったものを多分12年としていることを知りましたが、これは私は有効的な考えだと思うのですが、検討してはどうでしょうかという質問でございます。12年といえどもっと長くなるんで、8年でもそうした区切りの年にしたらどうかということで、お伺いをしております。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 これも土台をひっくり返して恐縮なんです、市長の任期は4年なので12年でも合っていないと思います。3期12年やった場合に限ってのみ有効なだけです。なので、私に3期12年続けるという御提言だったりするんでしょうか。

話を戻せば、確か2年か、3年前に、ほかならぬ秋田議員に計画が長過ぎるというお話をしました。というのは、昨今、民間企業において中期経営計画、中計を見直す動きが出ているというお話をしています。3年、5年の計画を出してるけど、時代の変化が大き過ぎて、早過ぎて間に合わんと。なので、なくすと。今年の春にも確か味の素がその発表をしてたと思います。過去最高益を出すようなタイミングでです。なので、その2、3年前にも、もっと短いスパンで妥当な計画、現実的な計画を出し、柔軟に運用していったほうが良いとはお話をしています。

制度建付けとして、この総合計画が必要なので作りはしますが、より実際的には柔軟な運用、それが肝要になってくると考えています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

秋田議員

○秋 田 議 員 要するに市長の期数で行ったときには12年だろうと8年だろうと、それはそのことで言ったら効果はないんで、それより短期間での計画というのはありだというふうにおっしゃいました。私もそういうところはしっかり今後策定するときに吟味をしていただき、策定審議会ができるかどうか分かんないですが、そうしたことも踏まえたところをやっていただき、要は皆さんにとって本当にこの市の将来、そこにその計画を基に展開する施策となるので、大事だという認識をみんなとともに共有しながら議論していく必要があるということを申し添えさせていただきました、私の一般質問を終わります。

○大 下 議 長 以上で、秋田議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

14番 金行議員。

○金 行 議 員 14番 金行哲昭でございます。通告どおり大枠2点質問させていきま

す。

初めに私の通告書でございますが、上から3行目で「存続」と言いたいんですが、「尊敬」と書いてますので、そこは訂正をさせていただきます。よろしいでしょうか。

質問に入らせていただきます。

令和6年度当初予算について、1問目の質問をさせていただきます。

2024年度予算編成基本方針によると限られた経営資源、人、物、財政において、将来世代に負担を先送りしないためとし、問題の本質を失うことがないようにありますが、私は存続できるための少子化、高齢化による人口減少の実情を受けたいと思い、行財政の効率化を求められることを望んでおります。その効率化を求めるためには、安芸高田市総合計画、財政健全化計画などを踏まえ、いろんなことを考えながら今までもいろいろ大事なことは市長は言っておられておりますが、その中の踏まえた市長のお考えをお聞かせください。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 ちょっと難しい問いではあったんですが、まとめると実情を受け止め効率化をしなくてはならないという御見解だったと思います。全くもって同感です。

その中で、実情の部分について少し説明を補足を行いたいと思います。

少子高齢化、人口減少を所与のものとして対応していかなねばならん時代に入っています。わざわざそう言うのは、これまでそうになっていなかったからです。1990年代まで安芸高田市、当時は高田郡ですが人口はほぼ横ばいで推移してます。ゆえに、当時の感覚のまま引っ張られてる方がいまだに大勢いらっしゃいます。しかし、その後、2000年代に入ってから、右肩下がりの状況が続いています。この10年で5,000人人口が減ってます。次の10年はもっと減るはずなので、恐らく2万人を割ります。2万人を割ったときに、今の状態が先ほども話に出ましたが、指定管理に出している公共施設など維持できるわけがありません。しかし残念ながら、2004年に統合して市に合併してなって以来、それらの見直しは十分に行われていません。だからこそです。改めて、このタイミングであらゆる事務事業を見直し、持続可能な形に変えようとしてきました。一刻も早くこの見直しを完了させねば、本当にこのまちはなくなります。

今年の春から夏にかけて、山梨県のとある自治体が話題になりました。新聞ニュースにも載ってましたが、山梨県の市川三郷町という町、人口1万5,000人です。町長が代わって1年、やはりどうにもならんということで財政非常事態宣言を出されました。7年後には財政破綻するおそれがあるとまで言われたんです。その町の財政上の数字、私が市長に就任したときとほとんど一緒です。実質単年度収支は5年連続赤字。経

常収支比率は98.1。うちも同じ状態でした。2年、3年前。もっと言えば、財政調整基金、私が就任したとき、災害対応云々があったという理由によって6億から8億まで、もともと30億、20億あったんです。20億あったところが、6億まで減ってた。その市川三郷町、まだ10何億、20億ぐらいあります。整理すれば、安芸高田市のほうが酷い財政状況だったんです。執行部はもちろんですが、議会は認識をしてたはずですよ。報告してるんですから。事実、当時の決算を認定されてます。前の議会するときもですが、新しい議会になっても山根議員などはその際賛成の立場で説明されてます。赤字を認識しながらです。ただ、市民のほとんどはこれほどまでに悪い財政状況、ほぼ認識がなかったと思います。この2年で財政説明会等を行い、かなりの程度それこそ執行部が説明しました。市民の代表ではなく、やむにやまれぬ事情から何とか市民の理解は進んだと思いますが、ここからです。正しい認識に基づいて、適切な行動をとらねば明日はありません。

金行議員が御質問の中で述べられたとおり、時代の変化、環境を所与のものとし、効率化に努める。これしかまちを続ける方法はないというのを、今日この場でも改めてお伝えをしておきます。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 厳しく市長が言われたのも、私も長く議員をさせていただいておられますので、いろいろ議員の中に長い年月はそれなりのことはしてきたんですが、やっぱり時代は変わってます。財政も変わってます。よく理解はできます。私の令和6年度当初予算の編成に当たってもございます。いろいろ財政の中にも厳しくやっていかなければ、いけんのもよく理解もします。私も言ったように総合計画で財政健全化に向けてやることはやっぱり昔のとおり、昨年やったから今年もやらなければいけんということも、切り捨てるところは切り捨てて進まなければいけんということも分かります。

そこで市長、2番目の質問であります、やはり来年度予算に向けて市長がこれは重要な取組、これは重要ではないというのをまだ今から各セクションから出ると思いますが、その中の思い、例えば、教育の問題、安全の問題、いろいろあります。教育だったら、私が一般質問したように来年度からは無償化にするということも出てます。学校問題、今日の質問にあった毛利の50周年の引き継ぎということがありますが、例えば今市長が思われてる、来年はこれは絶対重点だと思えることがあると思いますが、その点をお聞かせください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、少し事務的な話にはなるんですが、予算編成の方針というものが既に公表はされています。まず、それをここで御紹介したいと思い

ます。3点あります。

1点目は、全ての事務事業において実績や効果を精査し、客観的事実に基づいた上で事業をゼロベースで見直す。

2点目、公共施設等総合管理計画をベースに、公共施設の運営経費や維持管理経費等を予算にちゃんと織り込む。

3つ目、下水道料金改定などを踏まえ、一般会計から上下水道事業への基準外繰出しを縮減すると、これらは財政説明会でも繰り返しお話ししてきたところです。いよいよそれを実行に移します。

そうした上で、何をやっているのか、やろうとしてるのかというのを一つだけお伝えすれば、未来への投資です。今、金行議員も御指摘くださったとおり、教育分野において投資をケチるなどということがあっては、それこそ先人に顔向けができません。米百俵の精神という言葉もかつて有名になりましたが、今いる世代で我々で食いつぶしていいものではないはずです。なぜならば、今のこの時代は私たちもまた受け継いだ側だからです。であるならば、当然にして次の世代にきちんとした形で、受け渡さなければならぬと思います。

ゆえに、もう一度お伝えすれば、来年度の予算編成においても、最も重視している可能な限り予算措置を講じようとしているのは、教育分野にほかなりません。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 理解できましたが、市長、教育部門ということの答弁でございましたが、予算編成に当たっても来年度の収入ということも絶対考えなくてはいけないということです。市長は収入はいろいろな収入の寄附金、財源の確保ということ、今年度もふるさと納税の寄附金等々も言っておられます。

財源の確保の中には、私が思うのは、やっぱり国県の補助金とか、いろ いろとある。ああいうこともしていかなければいけないと思います。出すことも当然財政厳しいから、入れることも当初予算中に考えがあります。この当初予算を組んでも恐らくシーリングもやっていらっしゃると思います。その点をどうトータルに考えておられますか。お聞かせください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まず前提として、今、そしてこれからの時代において、歳入が基調として増えることはあり得ません。この日本の形が抜本から変わらない限り無理です。なので、可能性はほぼゼロだと思ってもらって結構です。

ただ幸いにして、足元の臨時収入があります。Y o u T u b e の広告料収入、数百万単位で入ってきます。ふるさと納税、億円単位で上振れ

ています。なので、これらは臨時的な歳入として上振れとして来年度以降に、それこそ教育の分野で投資することは可能です。ただ、これが持続的なものかと言え、そうではありません。なので、少し寂しい話ではあるんですが、どうしてもシーリング、歳出を抑制し続ける。これによって、持続可能な形に向けていく。これをやらざるを得ないと捉えています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
金行議員。

○金 行 議 員 厳しい予算です。我々も認識していく上で、予算編成を着実に行ってください。

次の質問に移ります。

職員の適正配置と定数の管理でございますが、現在の市役所の職員の定数は定数条例、平成16年3月1日から始まり、いろいろ改正があり、本年度のほうは3月10日に行政職員314人、消防職員58人となっております。そのほかに、会計年度任用職員がおります。この職員はどのように決まっているか。どのような方式で出ているのか、1点お聞かせください。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
高藤総務部長。

○高藤総務部長 2023年4月1日現在の会計年度任用職員の人数ですが、190人おります。これにつきましては、毎年4月以降の採用ということで面接等を行いまして、パートタイム・フルタイムということで、それぞれの職員を採用しているところです。

以上です。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。
金行議員。

○金 行 議 員 この会計年度、これは各担当課のいろんなその年度にやっている事業等々によって、定員人数、職員の人数というのはいろいろ法的にもございますよね。何人いるというのは職員の配置、それぞれの問題でマクロ的、隣の市町村の比較とか、ミクロ的に仕事量で決めるというところあるんですが、それがあって314人、58人というのが出ると私は思うんですけど、会計年度任用職員というのは、各担当課によって各部長とか仕事量で出ると思うんですけど、その算出というんですか、どうなっているのかお聞かせください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
高藤部長。

○高藤総務部長 会計年度任用職員ですが、各事業等があった場合、それとか職員の配置等の変更等も関係するんですけれども、そういった中で、専門の保健師でありますとか、育休の職員とかおった場合とかはそういうところに配置もあります。あと事務的に不足しているところにも配置するという

ことで、そういうのを加味しながら全体の職員数の中で足りないところとか、あと専門的に要るところ、あとは時間的に部分的に朝晩要とか、そういったところにも対応するということで、会計年度任用職員を採用しているところです。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 2番目に行きますが、職員の適性でいう合理的な定数管理、基本的な考えがある。今もさっきちょっと言ったんですが、職員の配置等々については、さっきもちょっと言ったんですが、ミクロ的なところ、マクロ的なところでされるんですが、その定数管理というのは法的な部分もあるんですが、ある程度市町の職員数というのは、いろいろな基本的な考えがあると思うんですが、その点、市長はどう考えておられるか、お聞きします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

もう一度質問をお願いいたします。

金行議員。

○金 行 議 員 2番目の質問で、職員の適正な合理的な定数管理というのがございます。これはいろいろな方式があります。職員を得る方式があります。その方式に基づいて出されてると思うんですけど、方式というのは今言いましたように、隣の市町村のことを踏まえ、三次市やいろいろなところを見られて出されることもあろうし、ミクロ的にはその担当課、いろいろセクションの仕事によって出されるところもあるんですが、ただ、法的になつとる基準に基づいて出されてるんですか、市長、幹部のいろいろな課での仕事量に対して、適正に最終的に決められる部分か、法的に出される部分は、ピシッと出されているんかをお知らせ願いたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 職員の基本的な定数の考え方ということで、答弁させていただきます。

新たな行政需要への対応や社会情勢を反映しながら、人口規模に見合った定員管理を基本として、総務省が示している参考指標、類似団体別職員数、定員回帰指標、住民管理数の3つの指標を参考に、職員定員適正管理を行っているところです。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

金行議員に申し上げます。質問は簡潔をお願いいたします。

金行議員。

○金 行 議 員 簡潔に行います。

今その分で314人、消防職58人はその分をやった結果がこの人数ということで、理解させていただいてもよろしいですか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 これは他の団体と比べる時の指標でございます。

そうした中で、安芸高田のほうが多い場合も中にはあります。面積とか、人口とか、そういうところの指標であったり、産業規模、あと人口的なものといったところもありますんで、全部が全部同じ数字にならないんですが、こういう数字を指標を基本に職員の定員はこれぐらいだということで管理しているところです。

以上です。

○大 下 議 長 続いて、答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 せっかくなんで一つ具体的にお話をする、この資料ですが定員管理指標の状況という資料が存在するんですけども、その中ではこのように分析をされてます。

今指標が三つあるという説明が部長からありました。一つ目、定員回帰指標では安芸高田市のそれは少ないという結果になります。

2つ目の類似団体別職員数でいうと、今度逆に多いという判定です。

3つ目の住民管理という観点で評価すると、今度は少ない。なので、どれかによってというわけじゃなくて、それは三つの指標を総合的に勘案し、適正化を進めているという状態です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 まだ適正化で。職員は非常に安芸高田市のいろいろなことで将来伸びるのも伸びなくなるのも職員のだけのあれでございます。市長もいらっしゃることでもございます。

3番目に行きます。

障害者雇用率制度についてですが、9月6日が障害者の権利宣言が行われた障害者の日ということで、障がい者の仕事場提供、障がい者に自ら仕事に自立してもらって、社会における活躍をできる制度でございますが、今現在我が市の障害者制度による任用状況をお聞かせください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 障がい者の雇用につきましては、障害者雇用率制度がありまして、これを国や地方公共団体等の法定雇用率がありまして、それが設定されております。2.6が安芸高田において設定されている数字なんですけど、本市の雇用率は2023年6月1日現在2.98%ということとなっております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 2.98%と言えば、今、国が定めている2.3%ですか。いうのはクリアしとると理解してもよろしいですか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 雇用率なんですが、先ほど2.3とおっしゃったんですが、2.6ということで把握しております。それで2.98が本市でございますので、クリアしていると考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 2.6が2.9でクリアを十分しとるということで理解します。

例え、これを私が知つとる市町村、クリアしてないところがあるという理解をしとるんですが、たとえクリアをしなかったら、何かお叱りということが国のほうから御指導はあるのですか。1点お聞きします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 このことについては法律において努力義務ということになっておるんですが、そういったときに補助金制度とかありまして、そういったことの指導が入ったり、使えなかったりということは民間のほうではあるというふうには把握しております。

市においても、指導助言ということはあると考えております。

以上でございます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 あるとは考えてますというた、ないともいえんということで、揚げ足取るんじゃないんですが、我が市はこれを十分クリアしとるということで安心しまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○大 下 議 長 以上で、金行議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。

次回は、12月13日午前10時に再開いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員